

「八戸市緑の基本計画」の見直しについて

資料 2

1. 緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」とは、良好な都市環境の形成を目的とした法律である「都市緑地法」に基づき、緑の適正な保全及び緑の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、目標と実現のための施策等を市町村が定める計画です。

2. 見直しの背景

現計画（平成16年3月策定）の目標年次（2023年）を迎え、人口減少・少子高齢化の社会への変化や都市緑地に関する大幅な法改正等、緑を取り巻く環境が大きく変化しています。

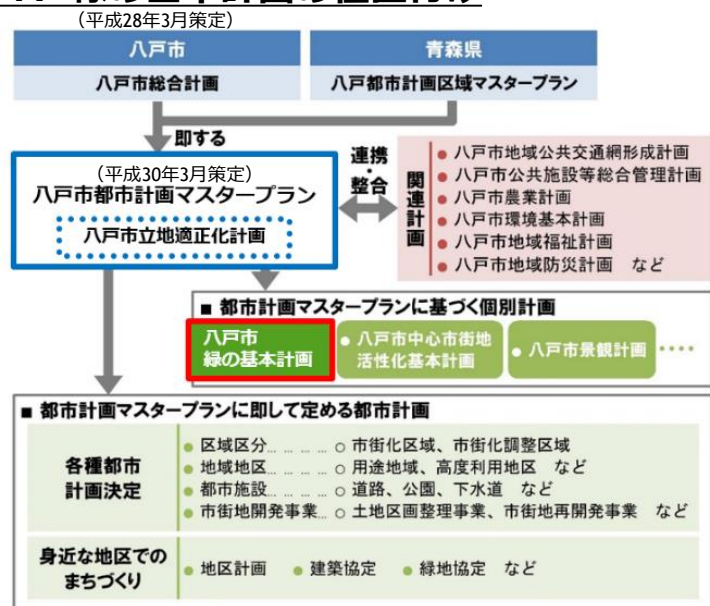
このような背景を踏まえ、「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら、地域における緑づくりの課題を抽出し、緑の保全、活用に向けた方針と対策及び実現化への方策などについて、見直しを行います。

3. 緑の審議会

前回は「緑の基本計画策定委員会」を設置し策定を行いました。今回は市長の諮問に応じ緑の保全及び創出に関する事項を調査審議するために設置された「緑の審議会」のご意見を伺いながら、2か年で見直しを行います。

また、都市公園の管理の方針や緑地のマネジメントといった維持管理の視点、グリーンインフラや生物多様性といった専門的な視点、官民連携や市民の視点等が必要になることから、審議会は必要に応じて臨時委員（有識者、公共施設管理者、経済団体、市民団体等）を置くことができるよう、「みどりの環づくり基本条例施行規則」を一部改正しました。

4. 緑の基本計画の位置付け



5. スケジュール（令和3年度～令和4年度）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑の審議会			第1回			第2回				第3回					第4回			第5回			第6回	
事務局				住民意向調査 現況調査			緑の解析・評価	課題の整理	緑の将来目標		実現に向けた施策の方針					地域別計画等	計画案の作成		パブリックコメント			計画の公表

八戸市みどりの環づくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本計画（第8条）

第3章 緑化と緑のネットワークづくり（第9条—第13条）

第4章 緑の普及啓発及び活動（第14条—第17条）

第5章 保存樹木等（第18条—第25条）

第6章 緑の審議会（第26条）

第7章 雑則（第27条）

附則

緑は、大気と水を清らかにし、大地を守り、多くの生き物たちを養い、生命をつないでいる。太古、この地でわれわれの祖先たちは、豊かな森の恵みをもとに世界に誇るべき縄文の文化を開花させた。縄文は、人と自然が共生する文化であり、そして地域を越えてダイナミックに結ばれた文化であった。是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡の出土品からは、当時の交流圏の広さと、自然とともにあった古人たちの祈りや洗練された美意識をうかがい知ることができる。そして、幾千年の時間と、社会や環境の変化を経ながらも、八戸の緑は今に引き継がれてきた。

しかしながら、現在、都市の拡大や生活様式の変化、外来種の侵入などにより、緑の量の減少と質の低下が懸念されている。

かつてほど直接自然の恵みに依存しなくなったように見えても、緑は人の健康で安全な生活に不可欠な環境基盤であることに変わりない。また、われわれも緑への想いを失っているわけではなく、花をいとおしみ、緑に心を癒される。

緑は、さまざまなつながりによって再生される。緑と緑のつながりは、生態系を豊かにし、人と緑の多様なつながりは、人の精神や文化を豊かにする。そして、緑を縁とした人と人のつながりは、環境をより良いものとする力となる。われわれは、これら「みどりの環」とでも言うべきつながりの持つ力に着目し、緑について考え、行動し、緑豊かな八戸を次の世代へと引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担しながら、八戸の緑をそだて、まもり、つなぐことによって「みどりの環」を広げるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、緑の保全及び創出に関する基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の責務を明らかにするとともに、緑の保全及び創出に関する施策について必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり市民の財産である緑をそだて、まもり、緑と共生する緑豊かな都市の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「緑」とは、樹木、草花等の植物、水、その他の自然並びにこれらの要素を有する森林、農地、河川その他の土地及び空間が一体となって良好な自然的環境を形成しているものをいう。

（基本理念）

第3条 八戸市の緑をそだて、まもり、つなぐことによる「みどりの環」づくりに向けて、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）それぞれが、責務を自覚し行動するとともに、お互いが協力し合い緑の保全及び創出に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める緑の保全及び創出に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、緑の保全及び創出に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。この場合において、市は、市民等が当該施策の策定及び実施に参画する機会を設けるよう努めなければならない。

2 市は、緑の保全及び創出に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、関係地方公共団体等と連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、緑の保全及び創出に自ら努めるとともに、緑の保全及び創出に関する施策の策定及び実施に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、緑の保全及び創出に必要な措置を講ずるとともに、緑の保全及び創出に関する施策の策定及び実施に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、又は管理する土地について緑の保全及び創出に自ら努めるとともに、緑の保全及び創出に関する施策の策定及び実施に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

第2章 基本計画

第8条 市長は、緑の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び創出に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の内容を満たすものでなければならない。

3 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑の保全及び創出の目標

(2) 緑の保全及び創出の推進のための施策に関する事項

(3) 保存樹又は保存樹林に関する基本的事項

(4) その他緑の保全及び創出に関し必要な事項

4 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、八戸市緑の審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 緑化と緑のネットワークづくり

(公共施設の緑化)

第9条 市長は、市が設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、樹木、草花等の植物の植栽を行うこと等により緑化に努めなければならない。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が設置し、又は管理する公共施設について、その緑化に努めるよう、当該国又は地方公共団体に対して協力を要請するよう努めなければならない。

(民有地の緑化)

第10条 市民等は、その所有し、又は管理する住居、工場、事務所、店舗、賃貸住宅等の敷地（以下「民有地」という。）について、樹木、草花等の植物の植栽を行うこと等により緑化に努めなければならない。

(まちかど広場の設置等)

第11条 市長は、市街地の緑化を推進するため、市街地を形成している地域において市が設置し、若しくは管理する公共施設又は市民等から借り受けた民有地に、まちかど広場（市民の休息その他の利用に供する広場で植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留めその他の施設を有するものをいう。）を設置し、管理することができる。

（在来種による緑化等）

第12条 市及び市民等は、緑化に当たっては、できる限り市の木、市の花等の在来種を選定するものとする。

2 市及び市民等は、緑化に当たっては、希少種の保存に努めるとともに、生態系に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

（緑のネットワーク）

第13条 市及び市民等は、緑化に当たっては、できる限り既存の街路樹、公園、生垣、花壇等の緑と連続させ、緑のネットワークの形成に努めるものとする。

第4章 緑の普及啓発及び活動

（普及啓発）

第14条 市長は、緑の保全及び創出に関する普及啓発のため、緑の保全及び創出に関する情報を収集するとともに、市民等に当該情報を提供するものとする。

2 市は、市民等が自主的に行う緑の保全及び創出に関する活動を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、緑の保全及び創出に関する学校教育及び社会教育を充実させるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（緑化協力員）

第15条 市長は、緑の保全及び創出に関する地域の自主的な活動を促進するため、緑化協力員を置くものとする。

2 緑化協力員は、緑の保全及び創出に関する施策に協力するとともに、地域における緑の保全及び創出に関する普及啓発に努めるものとする。

3 市長は、講習会の開催を行うこと等により、緑化協力員の育成に努めるものとする。

（緑の活動団体）

第16条 市長は、緑の保全及び創出に関する自主的な活動を行う団体（以下「緑の活動団体」という。）の育成に努めるものとする。

2 市長は、緑の活動団体に対し必要な支援を行うことができる。

（表彰）

第17条 市長は、緑の保全及び創出に関し、顕著な功績があったと認める個人又は団体を表彰することができる。

第5章 保存樹木等

（保存樹木等の指定）

第18条 市長は、地域的美観風致を維持するため保存する必要がある樹木若しくは樹木の集団又は神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって当該地域において歴史的若しくは文化的意義を有する樹木若しくは樹木の集団のうち規則で定める基準に該当するものを、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその指定をしようとする樹木又は樹木の集団の所有者の承諾を得るとともに、八戸市緑の審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、法令の規定に基づき指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団については、適用しない。

4 市長は、第1項の規定により保存樹木等を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該保存樹木等の所有者（以下「所有者」という。）に通知しなければならない。

（標識の設置）

第19条 市長は、前条第1項の規定による保存樹木等の指定があったときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 何人も、設置された標識を市長の承認を得ないで移転し、除去し、又は損壊してはならない。

（所有者の保存義務等）

第20条 所有者は、保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 何人も、保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(届出)

第21条 所有者は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者は、保存樹木等を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(変更措置)

第22条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、保存樹木等を保存する観点からその変更を求めることができる。

(指導、助言又は技術的支援)

第23条 市長は、所有者に対し、保存樹木等の枯損の防止その他その保存に関し必要な指導、助言又は技術的支援をすることができる。

(台帳)

第24条 市長は、保存樹木等に関する台帳を作成し、これを保存しなければならない。

(指定の解除)

第25条 市長は、保存樹木等について、第18条第3項の樹木又は樹木の集団に該当するに至ったとき、又は保存樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者は、市長に対し、保存樹木等について前項の規定により指定を解除すべき旨を申請することができる。

4 第18条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除する場合について準用する。

第6章 緑の審議会

第26条 市長の諮問に応じ緑の保全及び創出に関する事項を調査審議するために、八戸市緑の審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 知識経験のある者

(2) 公募に応じた者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

第7章 雑則

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている八戸市緑の基本計画は、第8条第1項の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「景観審議会の委員」を「
景観審議会の委員
緑の審議会の委員
」に改める。

改正

令和3年3月30日規則第35号

八戸市みどりの環づくり基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市みどりの環づくり基本条例（平成19年八戸市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存樹木等の指定の基準)

第2条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。

イ 高さが15メートル以上であること。

ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。

エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

(2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること。

ア その集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であること。

イ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるものであること。

(保存樹木等の指定の承諾)

第3条 条例第18条第2項の承諾は、八戸市保存樹木等指定承諾書（別記第1号様式）により得るものとする。

(保存樹木等の指定の通知)

第4条 条例第18条第4項の規定による通知は、八戸市保存樹木等指定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(保存樹木等を表示する標識)

第5条 条例第19条第1項の標識には、次に掲げる事項を記載し、これを見やすい場所に設置するものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 樹種

(保存樹木等の滅失等の届出)

第6条 条例第21条第1項又は第2項の規定による届出は、八戸市保存樹木等滅失等届出書(別記第3号様式)を提出して行うものとする。

(保存樹木等の指定の解除)

第7条 条例第25条第3項の規定による申請は、八戸市保存樹木等指定解除申請書(別記第4号様式)を提出して行うものとする。

2 条例第25条第4項の規定により準用される条例第18条第4項の規定による通知は、八戸市保存樹木等指定解除通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(緑の審議会の会長)

第8条 八戸市緑の審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の臨時委員)

第9条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に係る知識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、公園緑地課において処理する。

(会長への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記

【案】

「八戸市緑の審議会」委員名簿
(任期: 令和3年 月 日から令和5年3月31日)

	氏名	職業等	推薦団体名	備考
1	アユカワ エリ 鮎川 恵理	八戸工業大学 工学部 生命環境科学科 准教授	八戸工業大学	委員
2	ヤマシタ ヒデオ 山下 英夫	(協)八戸造園建設業協会 代表理事	(協)八戸造園建設業協会	委員
3	クドウ ヨシハル 工藤 義治	八戸市森林組合 業務課長	八戸市森林組合	委員
4	コン ヨシコ 昆 賀子	(一社)ガールスカウト 青森県連盟第4団委員長	八戸市を緑にする会	委員
5	ヤマモト コウイチ 山本 光一	東北巨木調査研究会 副会長兼事務局長	公募	委員
6			八戸学院大学	臨時委員
7			八戸工業高等専門学校	臨時委員
8			八戸市小学校長会	臨時委員
9			八戸市中学校長会	臨時委員
10			青森河川国道事務所	臨時委員
11			三八地域県民局	臨時委員
12			八戸商工会議所	臨時委員
13			(一財)VISITはちのへ	臨時委員
14			八戸市私立幼稚園協会	臨時委員
15			八戸市社会福祉協議会	臨時委員
16			八戸市連合町内会連絡協議会	臨時委員

(女性:5名 31%)

【参考】

「八戸市緑の基本計画策定委員会」委員名簿
(任期: 平成15年10月6日から平成16年3月31日)

	氏名	所属団体等
1	坂尻 直巳	八戸工業大学環境建設工学科教授
2	橋本 正	(協)八戸造園建設業協会代表理事 (株)香月園代表取締役
3	三浦 洋右	八戸地域社会研究会会員 プレイビア白浜支配人
4	橋本 八右衛門	八戸市を緑にする会会長 八戸酒類(株)社長
5	沼田 栄子	公募 元六日町活性化対策検討委員
6	矢野 峰生	八戸大学商学部助教授
7	河村 信治	八戸工業高等専門学校総合科学科助教授 八戸市景観検討委員会委員
8	富田 俊子	八戸市立是川東小学校校長
9	西村 敏男	公募 あおもり21.百人委員会委員
10	熊谷 茂則	青森河川国道事務所八戸国道出張所長
11	對馬 淳	八戸県土整備事務所企画整備課長
12	吉田 直志	八戸商工会議所事務局長
13	庭田 あさぎ	(社)八戸観光協会職員 八戸市景観検討委員会委員
14	苫米地 建樹	元八戸市都市開発部長 八戸市都市計画マスタープラン策定委員会委員
15	有谷 昭男	八戸緑のまちづくりネットワーク会長 あおもりNPOサポートセンター理事長

(女性:3名 20%)